

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン スポーツ施設及び運動公園等での大会等の開催方針

本ガイドラインでいう「大会等」には、市内外の3チーム以上が集まって行う大会、試合（練習試合を含む。）をいう。

本ガイドラインは、スポーツ施設や運動公園等及び学校体育施設での大会等の開催について適用する。

1 基本方針

- (1) 屋内外や参加人数に関わらず、本ガイドラインに沿わない大会等は原則として開催しない。
- (2) 開催時間は必要最低限とする。また、実施にあたっては、密にならない方法を採用する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、大会等の中止を要請する場合がある。

2 開催時に必要な感染防止策

【主催者として、下記の事項を遵守すること】

- (1) 市や指定管理者、スポーツ協会または各競技団体が示したガイドラインを参考に運営すること。
- (2) 観客席のある会場の場合、収容率は100%とする。ただし主催者の判断により、観客数が定員の50%と見込まれる場合は1席空けて着席させる等、観客同士の距離を確保するよう努めること。
- (3) 消毒液を用意し、利用者の手指及び共有備品の消毒を実施すること。
- (4) 責任者（巡回者）を設け、適宜各会場内を巡回し、密になっていないか、消毒を行っているか等を確認すること。
- (5) 大会等の前後や休憩時間などの交流等については、三つの密を避けるよう呼びかけること。
- (6) 手洗いうがいを行い、屋内の場合は定期的な換気を行うこと。

(7) 自宅等で検温を行い、体調不良（発熱、咳、咽頭痛、倦怠感等）がみられる場合は参加をさせないこと。

また、同居家族等に体調不良者がいる場合も参加をさせないこと。

(8) 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って、なるべく長時間を避け、大声を出さないようにすること。

(9) 原則、3チーム以上での大会等を開催する場合には、埼玉県が定めるチェックリストに記入し、大会等終了後から1年間保管すること。

3 適用

本ガイドラインについては、令和5年3月13日から適用する。なお、内容については感染状況をみて適宜見直しを行う。